

## 三重県柔道協会懲戒規程

### (目 的)

第1条 本規程は、三重県柔道協会（以下「本協会」という）が担う柔道の普及・発展および県民の心身の健全育成をはかる役割の重さを自覚し、柔道指導上に生じる暴力行為、およびその他の不適切な行為の根絶を図り、社会から寄せられている本協会に対する信頼の確保を目的として定められる。

### (違反行為)

第2条 公益財団法人全日本柔道連盟(以下「全柔連」という)に登録する関係者および本協会の役員は、次の行為(以下「違反行為」という)を行うことがあってはならない。

- (1) 競技する者、指導を受ける者、その他柔道競技に関係する者に対し、
  - ア、身体的暴力行為（殴る、蹴る、突き飛ばす等）を行うこと。
  - イ、パワーハラスメントに該当する行為（暴言、いじめ、嫌がらせ等）を行うこと。
  - ウ、セクシャルハラスメントに該当する行為（わいせつ行為や性的な言動、交際の強要等）を行うこと。
  - エ、不適切な指導（罰としての特訓やしごき等）を行うこと。
- (2) 柔道精神に反する行為、並びに本協会の名誉・品格を著しく損ね、貶めるような行為。

### (違反行為に対する処分)

第3条 本協会は、違反行為をおこなったとみなされる者に対し、その内容と実状に応じ、懲戒の対象として、処分をおこなう。処分内容は、以下による。

- (1) 口頭による注意（誓約書の提出）
  - (2) 文書による戒告
  - (3) 登録の停止
  - (4) 除名
- 2 上記、(3)・(4)の処分相当の事案は全柔連にて処分決定を行う。

- 3 処分は違反行為をおこなった本人に対すると同時に、その行為を教唆した者、幫助した者及び責任を放置した監督の上にも及ぼされる。
- 4 上記の処分基準は、別表による。

#### (通報相談窓口)

第4条 違反行為に関する通報窓口は、本協会の理事長とする。

#### (事案への対応)

第5条 違反行為に相当する事案を見聞した者は、速やかに所管の地区理事長に事案を報告すること。報告を受けた地区理事長は、通報相談窓口（理事長）に知らせなければならない。

- 2 理事長は、会長にその事案を報告すると同時に加害者、被害者双方からその事案について、調査開始の承諾を得なければならない。

#### (調査委員会)

第6条 会長は、違反行為が疑われる事案の調査を行うために、必要に応じて、調査委員会を設置することができる。

- 2 調査委員会は本協会の役員（常任理事）3名で構成され、理事長、当該担当者で事案についての聴き取りをおこなう。
- 3 調査委員会は、会長に対し、事案の調査結果を報告しなければならない。

#### (処分委員会)

第7条 会長は、違反行為が疑われる事案について処分が必要と認められる場合は、処分委員会を招集する。

- 2 処分委員会は本協会の役員（常任理事・調査委員会を含む）7名をもって構成され、委員会は調査委員の調査結果報告に基づいて審議し、処分案を決定する。
- 3 処分の対象となった人物については、弁明の機会が与えられなければならない。

#### (処分の決定)

第8条 会長は処分委員会の報告に基づき、常任理事会での検討を経て、処分案を決定する。会長は必要に応じ、懲戒処分をおこなう。

- 2 協会で決定をみた処分案件は、速やかに全柔連に報告されなくてはならない。

(不服申立て)

第9条 処分対象者が、その内容に不服をもつ場合、協会に対し、文書をもって不服の申し立てをおこなうことができる。

(別表)

処分の基準

	指導・競技 の停止	戒告	注意
暴力・暴言	○	○	○
わいせつ・セクハラ	○	○	○
不適切な指導	○	○	○
ドーピング・薬物	○		
大会運営施設利用不適切行為	○	○	○
不適切経理	○	○	
反社会的勢力との関係	○	○	
法令・規程違反行為	○	○	○
品位を汚す行為	○	○	○

具体的な違反行為の悪質性、重大性に応じ、処分を決定する。過去において処分を受けている場合、勘案して処分に反映されることがある。

(付 則)

この規定は 平成 26 年 6 月 2 日より施行される。